

桐生市立図書館整備基本構想・基本計画策定検討委員会設置要綱

令和8年3月9日

桐生市要綱

(設置)

第1条 桐生市立図書館整備基本構想・基本計画の策定に関して、利用者の利便性の確保及び効率的な運営の実現に向け、専門的かつ客観的な立場から幅広く検討を行うため、桐生市立図書館整備基本構想・基本計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 桐生市立図書館整備基本構想・基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者(図書館関係者)
- (2) 学識経験者(まちづくり関係者)
- (3) 桐生市PTA連絡協議会
- (4) 桐生市立学校関係者
- (5) 子育て世代保護者
- (6) 公募委員(桐生市立図書館の利用者)
- (7) その他教育長が認める者

3 委員会は、必要に応じて専門的な事項を検討するためのアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する事務が完了する日までとする。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者のうちから、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。
- 4 委員長は、委員会を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、初回の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、必要と認める場合は、委員長が会議に諮って、公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、受付をしなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
 - (4) その他委員長が傍聴を不適當と認める者
- 4 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 携帯電話等電子機器による通話(着信音等を発することを含む。)をしないこと。
 - (2) 飲食(水分補給を除く。)及び喫煙をしないこと。
 - (3) 写真、動画等の撮影及び録音をしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た者はこの限りでない。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 傍聴人は、委員長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。この場合において、委員を退いた後においても同様とする。

(意見聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部図書館において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。

附 則(令和8年9月1日)

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。